

世羅町都市計画審議会 立地適正化計画専門部会（第4回）議事録

日 時	令和6年12月2日 14:00～16:00
場 所	世羅町役場本庁舎2階 第2会議室
次 第	1. 開会 2. 議事 議題 世羅町立地適正化計画（案）



1. 開会

事務局より、本日委員9名中8名の出席があり、規定により本会議が成立している旨報告した。

2. 議事

渡邊部会長より、本日の議題についての説明に続き、議事に入った。

なお、本日は1議題であるが、3章までと4章以降に分けて審議する旨指示があった。

【議案】世羅町立地適正化計画（案）

事務局より、資料説明

世羅町立地適正化計画（案）【前半】

（序章 立地適正化計画の概要、第1章 世羅町を取り巻く現状と課題、第2章 立地適正化計画の基本方針、第3章 誘導施設及び誘導区域）

（久保委員）

- ・P38に記載されている例は国が定めているもので、P40は国の例を参考にして町が定めたものという理解でよいか。

（事務局）

- ・その通りである。

（丸石委員）

- ・P37のまちづくり方針3の文章の「都市的な生活サービスの提供を受けながら」であるが、集落に住む人が都市的な生活サービスを受けるためには、移動が必要である。「提供を受ける」というより、公共交通など何らかの移動手段により中心部に移動できるという表現の方が良いのではないかと。

（事務局）

- ・「移動」できるといったニュアンスも含める方向で再検討する。

（渡邊部会長）

- ・この件に関連して、公共交通計画を策定中と聞いているが、公共交通サイドとの調整は図られているのか。

（事務局）

- ・現在、地域公共交通計画を策定中であり、立地適正化計画との整合を図りながら進めているところである。

(内海委員)

- ・P31 に経営耕地面積のグラフがあるが、世羅町の農地面積はもっと広い。農林業センサスの数値は実態よりかなり少ない為、違和感を感じる。農業委員会がデータを持っているので確認してほしい。

(事務局)

- ・国の統計で、経年的な変化が把握できるデータとして農林業センサスを活用している。
- ・農林業センサスの経営耕地面積の定義を確認する。
- ・世羅町農業委員会で農地面積のデータを確認する。

(實川委員)

- ・道路について、国道 432 号を中心に南北方向に伸びる道路はあるが東西方向が少ないため、生活しにくい。
- ・芦田川の南側には避難所がない。

(渡邊部会長)

- ・避難所に関しては、第 4 章で整理していると認識している。
- ・道路について、事務局でコメントがあればお願いします。

(事務局)

- ・本計画で新たな道路整備について検討できないが、今後の参考とさせていただく。

(實川委員)

- ・道路は早く整備しなければ、家が建ってしまうと整備しにくくなる。

(事務局)

- ・都市計画道路はすでにほぼ整備済みであり、東西方向の新たな都市計画道路の整備予定はない。

(内海委員)

- ・P20 の表へ広島県内の災害履歴をまとめてあるが、町の計画なので世羅町の履歴が必要ではないか。

(事務局)

- ・世羅町の履歴について庁内で確認し、データがあれば入れることとする。

(久保委員)

- ・P37 の方針 2 へ子育て世代や高齢者等が住みたくなる居住環境の形成とあるが、誰を想定しているのか。市街地地域の人口密度の維持を図る必要があるということは、人口は減少していくので、どこか市街地の外から人を集めるということか。立地適正化計画としては、確かに市街地部分を守っていくというのが正しいのだと思う。ただ、町全体を見た時に、市街地地域外に住む人間は取り残されるのか、高齢になったら市街地地域へ行かないといけないのかと感じる。
- ・P34 へ各地域をつなぐネットワークを構築することで、全町民の生活利便性の維持・向上を図るとあるが、具体的にどういった事をするのか。計画なのでどこまで書くことが出来るかという事もあるが、周辺の地域の事も考えてほしい、期待している。

(事務局)

- ・どこかを切り捨てて、どこだけ良くしようという事では無く、世羅町の中に、ここへ行けば生活に必要なものがあるという場所を残そうという、そういう趣旨の計画だ。

(久保委員)

- ・先般、広島県の人口流出に歯止めがかからないということが新聞に載っていたが、県や大きい市でも人口流出している中で、世羅町が本当に生き残れるのか。

(事務局)

- ・人口減少が進む中で、減少のスピードを緩やかにすることを目標にして、区域を定めて今ある都市的サービスを何とか守りたいというのが、町の思いであり、この計画の趣旨である。

(内海委員)

- ・消滅自治体が公表されたが、消滅しない自治体も公表されている。中には今後も人口が増える自治体もある中で、世羅町の何とか減少率を少なくするだけというこの計画は、寂しいと言わざるを得ない。

(事務局)

- ・町の魅力づくりは重要だが、他市町と一緒にのことはだめだ。本町は子育て支援に力を入れ、他にも他市町より優れた施策もあると認識している。
- ・立地適正化計画の中に町の施策の全てを盛り込めないで、まち・ひと・しごと総合戦略や長期総合計画の方でしっかりと考えていきたい。

(玉浦委員)

- ・企業誘致が必要ではないか。周辺の市は工業団地をつくって企業を誘致する等、市をあげて企業誘致に取り組まれている。世羅には団地は無いが、土地を探す体制があるなら企業を誘致できるような仕組みを作っていく必要があるのでは。企業も県内で土地を探しているという話も聞く。
- ・フライトロードが交わる地点でもあるし、町の税収を上げるために重要なことではないか。
- ・世羅町は、近年住宅は建っているが、町外に通勤されている方が非常に多い。人口が減少してもまちを維持するためには、働く場の確保も重要である。

(渡邊部会長)

- ・P2 に計画の位置づけのフロー図があるが、関連計画として、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」等が記載されている。今言われたようなことがこの総合戦略に記載され、これとも整合を図って都市マスやこの計画を定めるということが示されている。
- ・P34 の中ほどに、「人口密度の維持を図る」とあるが、密度が目的ではなく、一定規模の人口集積を維持することが必要と思うので、そのように修正したほうが良い。

(實川委員)

- ・P47 の芦田川の南側に神崎川が流れているが、上流に農業用水のためのダムがある。土でできていることもあり、地元でも怖いといっているが、知らない人は新たに家を建てている。このような場所に誘導するのか。

(事務局)

- ・現地を詳しく知らないため、今後現地を確認して、町内で情報の共有を図る。

(梶村委員)

- ・P50 の居住誘導区域の図面に、「土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）を除く」と記載されているが、区域境界線をレッドゾーンを外した線にした方が誤解されにくい。

(事務局)

- ・区域境界線を修正する。

(渡邊部会長)

- ・下水道区域と居住誘導区域との関係について教えてほしい。

(事務局)

- ・都市機能誘導区域を広げて居住誘導区域を設定した一帯は、下水の認可区域変更の検討に合わせ、上下水道課と調整し、区域界を設定した。

【議案】世羅町立地適正化計画（案）

事務局より、資料説明

世羅町立地適正化計画（案）【後半】

（第４章 防災指針、第５章 誘導施設・評価指標）

（上本委員）

- ・P56 の地図で、居住誘導区域へ土砂災害警戒区域が含まれているが問題ではないのか。対策はあるか。

（事務局）

- ・レッドゾーンについては、西から順次県が急傾斜地崩壊対策事業を実施する予定である。対策が進めば、レッドゾーンは解消される。

（渡邊部会長）

- ・今いわれた対策は、P69 のどこに該当するのか。

（事務局）

- ・上から三段目の「国・県との連携による土砂災害警戒区域における砂防事業の促進」が該当する。これによりレッドゾーンはなくなる。ただし、イエローゾーンは残る。

（實川委員）

- ・今、言われた事業はどこのことを言っているのか。

（事務局）

- ・今高野山通りの山際周辺のことで、今調査中である。

（上本委員）

- ・P66 の図などを公表すると、居住を誘導しようという地域にイエローゾーンなんかがあると、この地域を嫌煙されるのでは。表現上の工夫をするべきではないか。

（渡邊部会長）

- ・おっしゃるとおり、この点はこの防災指針の一番大事なところだ。リスクを区域から外したいところだが、（人口密度が高く利便性の高い）高野山通りは居住誘導区域から外せないでしょう。こういった居住誘導区域からの除外が困難な地域については、災害リスクを極力回避・低減させるため、必要な防災・減災対策を計画的に実施していくことで、引き続き住んでいただける、居住誘導区域にするということになる。丁寧に説明していく必要がある。

（内海委員）

- ・P66 の図中の記述が、「対策を推進する必要がある」となっているが「対策をする」でよいのでは。

（事務局）

- ・この図は課題図なので、このような表現にしている。

（内海委員）

- ・読む人にわかりにくい。

（渡邊部会長）

- ・課題図とは別に、取組図のようなものがあれば望ましいが、どうか。

（上本委員）

- ・課題と対策など、ひと工夫してはどうか。

(内海委員)

- ・誤解を招かない様、分かりやすい表現にしてほしい。
- ・P70 について、道の駅周辺に耕作放棄地が結構あり、景観が良くない。何とかできないか。
- ・P71 の図にある空き家・空き地バンク事業は、利用者から不満の声を聞く。アフターケアが必要では。
- ・P72 の空家対策総合支援事業及び空家再生等推進事業に関する資料を提供していただきたい。
- ・P77 の勧告制度について、表現がきついつと感じる。

(事務局)

- ・道の駅周辺の景観に関する取組については、追記するかどうか検討する。
- ・空き家・空き地バンクの利用者のフォローについては、移住者支援ネットワークを通じて周知させていただく。また、転入者の方へは町民課の窓口で、世羅町での生活に必要な情報を一覧表で提供している。
- ・空家関連の事業の資料提供については準備する。
- ・勧告制度の表現については検討する。

(久保委員)

- ・P74 の空き家バンクの成立数が、10 年で 2 件では少なすぎないか。

(事務局)

- ・1 年に 11 件～13 件と記載している。トータルではなく、1 年の数値を記載している。記述について、誤解がないよう工夫する。

(梶村委員)

- ・P70 から記載されている誘導施策について、具体的な施設整備計画等があるのか。
- ・P73 の人口密度の表に複数の数値の記載があるが、それぞれの数値の意味を教えてください。

(事務局)

- ・P71 に記載している子育て関連の施設について、改修の計画がある。
- ・人口密度の表は、人口密度の予測値を人口ビジョンを踏まえて補正していることを示している。

(内海委員)

- ・P71 は、「子育て世代や高齢者が・・・」と記載されているが、前回の会議の際に、まちづくりの方針のところで高齢者「等」と修正する旨説明があったが、ここは修正しなくてよいのか。

(事務局)

- ・高齢者等とすべきところを未修正となっている。一通りチェックして修正する。

(渡邊部会長)

- ・計画書について、いろいろなご意見、ご指摘をいただいたが、目次構成を変えるような大きな指摘はなかったと認識している。
- ・今日のご指摘を踏まえ、文章表現などについて事務局で精査すること。

(事務局)

- ・本日のご意見を踏まえ、事務局で修正したものを部会長の承認を得て、委員の皆さんに通知する。
- ・また、12 月 16 日から令和 7 年 1 月 10 日までパブリックコメントを実施する。

3. 閉会